

静岡県災害援護資金貸付けのご案内

1. 災害援護資金の貸付けの内容

令和7年台風第15号等に伴う災害により、世帯主が負傷した、又は住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付けを行います。

2. 対象となる世帯（(1)～(3)の全てに該当する世帯）及び貸付限度額

- (1) 被災時に静岡市内に居住の世帯
(2) 次の被害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯

被害の種類・程度 及び貸付限度額	①負傷のみの 場合	②家財の1/3以上が損害を受けた場合	③住居が（大・中規模含む）半壊の場合	④住居が全壊の場合	⑤住居の全体が滅失・流失の場合
A. 世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円	350万円
B. 世帯主におおむね1か月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円

- ※1 「家財の1/3以上が損害を受けた場合」については、自己所有の家財が対象となります。
※2 「③住居が（大・中規模含む）半壊の場合」については、自己所有の住宅（持ち家）が対象となります。
※3 「④住居が全壊の場合」については、自己所有の住宅（持ち家）が対象となります。ただし、全壊で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合は、借家・アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。
※4 「⑤住居の全体が滅失・流失の場合」については、自己所有の住宅（持ち家）、借家・アパート等の賃貸住宅ともに対象になります。
※5 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、（ ）内の金額が限度額となります。
（世帯主の負傷（上記A）について）
・令和7年台風第15号等に伴う災害による負傷が対象となります。

- (3) 世帯の令和6年分（令和6年1月から12月）の所得が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	
所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	住居全体が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円

3. 貸付条件及び償還方法等

貸付けの主な条件及び償還方法は以下のとおりです。

項目	内容
貸付額	限度額を上限に、 <u>生活の立て直しのために必要な金額や弁済の資力を踏まえて、決定します。</u>
利率	連帯保証人※を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年1%
据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）
償還期間	10年（据置期間3年経過後の7年間で返済）
償還方法	年賦・半年賦・月賦（元利均等償還（繰上償還可））
違約金	支払期限を過ぎた場合は、延滞元利金額に対し、法令で定める利率の違約金が発生します。

※「連帯保証人」の要件について

- (1) 市内に住所を有すること。
(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人ではないこと。
(3) 弁済の資力を有すること。
(4) 借受申込者と同一世帯に属する者及び生計を一にする者ではないこと。
(5) 災害援護資金の借受人又は借受申込人ではないこと。
(6) 複数の借受申込人の連帯保証人ではないこと。

裏面につづく

4. 申込み方法

受付窓口 【葵 区】地域総務課（葵 区 役 所 1 階）054-221-1343
【駿河区】地域総務課（駿河区役所 3 階）054-287-8697
【清水区】地域総務課（清水区役所 4 階）054-354-2024

申請書類 次の書類を受付窓口へご提出ください。
※ 調査の状況により、さらに書類の提出をお願いする場合があります。

【申込人】必 要 書 類		備 考
必須書類	☐ 災害援護資金借入申込書	・世帯主名での貸付けとなりますので、 世帯主名でご記入 ください。 また、裏面の借入申込者欄及び連帯保証人欄は、それぞれ世帯主及び連帯保証人の方が自署してください。
	☐ 本人確認書類のコピー	「●本人確認書類のご案内●」を参照ください。
	☐ 個人情報の収集及び利用に関する同意書	・二人以上の世帯の場合に世帯員分をご署名ください。
	☐ 見積書等	・資金の使途の金額がわかる見積書等を提出してください。
	☐ 誓約書兼同意書	・世帯主がご署名ください。
申込みの内容により必要な書類	☐ り災証明書	・住居の損害により申し込む場合に必要です。
	☐ 委任状	・世帯主以外の方が申込み手続きを代理する場合に必要です。
	☐ 世帯全員の令和 7 年度（令和 6 年分）所得証明書	・令和 7 年 1 月 1 日現在静岡市外に住民登録をしていた場合に必要ですので、当該市町村から取り寄せてください。 ・貸付申込世帯に所得未申告の方がいる場合も必要となります。
	☐ 医師の診断書（世帯主のもの）	・世帯主の負傷の区分で申し込む場合に必要です。 ・療養期間が 1 か月以上であること及び今回の災害による負傷であることが確認できるものが必要です。
	☐ 滅失登記簿謄本又は閉鎖事項証明書	・住居取り壊しの区分で申し込む場合に必要です。 ・滅失登記簿謄本又は閉鎖事項証明書（法務局で発行）
	☐ 被害状況がわかる写真等資料	・家財の1/3以上の損害区分で申し込む場合に必要です。

【連帯保証人】必 要 書 類	備 考
☐ 本人確認書類のコピー	「●本人確認書類のご案内●」を参照下さい。
☐ 個人情報の収集及び利用に関する同意書（連帯保証人）	連帯保証人の方が自署してください。
☐ 収入のわかるもの	給与明細書の写しなど（直近3か月分）

●本人確認書類のご案内●

下記①②③のいずれかをご用意ください。

① 官公庁から発行された顔写真入りのもの 1 点
マイナンバーカード、運転免許証等

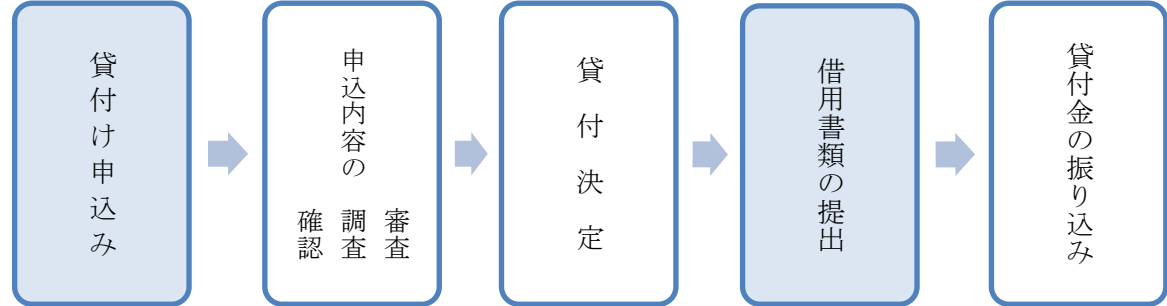
② 官公庁から発行された顔写真なしのもの 2 点
健康保険証、介護保険証、年金手帳等

③ 官公庁から発行された顔写真なしのもの 1 点と
氏名＋生年月日または住所が入ったもの 1 点
社員証、診察券、電気・ガス・水道代の領収証等

5. 申込期限 令和 8 年 1 月 5 日（月）

6. 貸付け申込み後の手続きについて

貸付けの申込みから貸付金の振り込みまでの流れは以下のとおりとなります。
申込みから振込みが完了するまでには数か月程度の期間を要しますので、予めご了承ください。



7. 貸付け決定後の書類について

貸付けの決定後に、窓口にて借用書の署名や印鑑証明等の書類の提出が必要となります。
詳細については決定時に改めてご案内差し上げます。